

## つくば市電力の調達に係る環境配慮契約方針

### (目的)

第1条 つくば市電力の調達に係る環境配慮契約方針（以下、「本方針」という。）は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下、「環境配慮契約法」という。）に基づき、つくば市（以下、「本市」という。）が電力を調達するに際し、環境に配慮した契約を締結するために必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 本方針における、「電力の調達に係る環境配慮契約」とは、本市が行う電力調達において、第7条に定める入札参加資格要件を満たすことを入札参加資格要件の一つとして競争入札により契約者を選定する契約のことをいう。

### (対象)

第3条 本方針は、本市の全ての高圧受電施設及び特別高圧受電施設における電力を調達する際に適用する。ただし、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する場合を除く。

2 施設主管課長は、所管施設について新設若しくは管理状況に変更が生じたことにより新たに電力調達契約を行う必要が生じ、かつ、当該契約を他施設の電力調達契約に含めることが望ましいと認められる場合は、他所管施設の電力調達契約更新までの期間について、随意契約できるものとする。

### (評価項目)

第4条 本方針における評価項目は、次のとおりとする。

- (1) 1キロワット時当たりの二酸化炭素排出係数
- (2) 未利用エネルギー活用状況
- (3) 再生可能エネルギー導入状況
- (4) 省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組及び地域における再エネの創出・利用の取組

### (評価項目の定義)

第5条 前条に定める評価項目の定義は、別表1のとおりとする。

### (入札参加資格要件)

第6条 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示しており、かつ、第4条に定める評価項目について、別表2「つくば市電力の調達に係る環境配慮評価基準（以下「評価基準」という。）」に示す配点により算定した評価点の合計が70点以上の小売電気事業者が入札参加資格を有する。

なお、電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。

2 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成等の情報を開示していない者は、開示予定時期を明示することにより、適切に開示したものとみなすこととする。ただし、開示予定時期は、小売電力事業への参入日から1年以内に限る。

（入札参加資格の審査）

第7条 落札候補者は、本市が行う電力調達契約の落札候補者決定後、評価基準により自身の評価点を算定し、その評価点及び前条に定める二酸化炭素排出係数及び電源構成の情報の開示状況を電力調達契約評価項目等報告書（様式第1号）に記載し、入札参加資格審査として市長の指定する方法により、市長へ提出するものとする。

2 市長は、入札参加資格の審査において、落札候補者から提出された電力調達契約評価項目等報告書（様式第1号）の内容から、入札参加資格の有無を審査するものとする。

3 生活環境部環境政策課長は、審査の結果について、入札事務を担当する者に通知するものとする。

（契約結果の通知）

第8条 電力調達契約を締結した課等の長は、その契約の結果について、電力調達契約結果通知書（様式第2号）で、生活環境部環境政策課長に通知する。

（実施結果の公表）

第9条 市長は、環境配慮契約の実施結果を年度ごとに公表する。

（事務処理）

第10条 本方針に係る事務処理等は、生活環境部環境政策課において行う。

附 則

本方針は、平成31年4月22日から施行する。

附 則

本方針は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

本方針は、令和7年5月1日から施行する。

別表1 つくば市電力の調達に係る環境配慮評価項目の定義（第5条関係）

| 評価項目                         | 定義   |
|------------------------------|--|
| 1キロワット時<br>当たりの二酸化<br>炭素排出係数 | <p>最新年度の事業者全体の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの又は温対法に基づき小売電気事業者が算定した最新のもの）。</p> <p>なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。</p>   |
| 未利用エネルギー<br>一活用状況            | <p>最新年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(kWh)を最新年度の供給電力量（需要端）(kWh)で除した数値。</p> <p><b>【算定式】</b></p> <p>最新年度の未利用エネルギー活用状況（%）<br/>           =最新年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）<br/>           ÷最新年度の供給電力量（需要端）×100</p> <p>（注1）未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の</p> |

|               |   |
|---------------|---|
|               | <p>熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>(注2) 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただしインバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。</p> <p>①工場等の廃熱又は排圧</p> <p>②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下、「再エネ特措法」という。）第2条第3項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）</p> <p>③高炉ガス又は副生ガス</p> <p>(注3) 最新年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>(注4) 最新年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> |
| 再生可能エネルギー導入状況 | <p>最新年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）(kWh) を直近年度の供給電力量（需要端）(kWh) で除した数値。</p> <p><b>【算定式】</b></p> <p>最新年度の再生可能エネルギー導入状況 (%)</p> <p>=最新年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）</p> <p>÷最新年度の供給電力量（需要端）×100</p> <p>(注1) 最新年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）(kWh) は、次の①から⑤の合計値とする。ただし、①から⑤は最新年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。</p>   |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>①自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非 FIT 非化石証書の量（送電端（kWh））</p> <p>②グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量（kWh）</p> <p>③J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）</p> <p>④非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）</p> <p>⑤非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非 FIT 非化石証書の量（kWh）</p> <p>（注2）再生可能エネルギー導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は、再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW 未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。</p> |
| <p>省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組及び地域における最エネの創出・利用の取組</p> | <p>需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等に資する「需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なデマンド・レスポンスの取組」及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する「地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組」とし、具体的な評価内容は次のとおりとする。</p> <p>①需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること</p>   |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>②需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること</p> <p>③地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること</p> <p>④発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること</p> <p>なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならないものとする。</p> |
|--|---|

注) この表の定義は、本方針及び電力調達契約評価項目等報告書（様式第1号）にのみ適用する。

別表2 つくば市電力の調達に係る環境配慮評価基準（第6条関係）

| 項目   | 区分                        | 配点     |
|--|---------------------------|--------|
| (1) 1キロワット時当たりの二酸化炭素排出係数<br>(単位：kg-CO <sub>2</sub> /kWh) | 0.350 未満                  | 70     |
|  | 0.350 以上 0.375 未満         | 65     |
|  | 0.375 以上 0.400 未満         | 60     |
|  | 0.400 以上 0.425 未満         | 55     |
|  | 0.425 以上 0.450 未満         | 50     |
|  | 0.450 以上 0.475 未満         | 45     |
|  | 0.475 以上 0.500 未満         | 40     |
|  | 0.500 以上 0.520 未満         | 35     |
| (2) 未利用エネルギー活用状況   | 0.520 以上                  | 0      |
|  | 0.675% 以上                 | 10     |
|  | 0% 超 0.675% 未満<br>活用していない | 5<br>0 |
| (3) 再生可能エネルギー導入状況  | 15.0% 以上                  | 20     |
|  | 8.0% 以上 15.0% 未満          | 15     |
|  | 3.0% 以上 8.0% 未満           | 10     |
|  | 0% 超 3.0% 未満              | 5      |
|  | 導入していない                   | 0      |
| (4) 再エネに係る情報提供、簡易的DRの取組<br>及び地域における最エネ創出・利用の取組           | 取り組んでいる                   | 5      |
|  | 取り組んでいない                  | 0      |